



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1057	防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(総合防災課).....	1
1058	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
1059	〃	(〃).....	4
1060	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	4
1061	〃	(〃).....	4
1062	毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課).....	5
1063	土地改良事業の変更の認可	(農業農村整備課).....	6
1064	〃	(〃).....	6
1065	〃	(〃).....	6
1066	〃	(〃).....	6
1067	〃	(〃).....	6
1068	〃	(〃).....	7
1069	〃	(〃).....	7
1070	〃	(〃).....	7
1071	〃	(〃).....	7
1072	〃	(〃).....	7
1073	〃	(〃).....	7
1074	〃	(〃).....	8
1075	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	8
1076	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	8
1077	平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	8
1078	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	10

○ 公告

入札公告	(総合防災課).....	10
------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第1057号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けたものとする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たすものであること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの資格を有すると認められること。

- (2) 競争参加者の資格に関する公示（平成25年1月7日衆議院庶務部会計課長等公示による全省庁統一規格）において、平成26年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、電気・通信用機器の資格を有するもの又はこれと同等の資格を有すると認められる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちいずれかがこの要件を満たすものであること。

- (3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

- (4) 担当技術者のうち少なくとも1名は、次に掲げる資格のいずれかを有し、又は同等の資格を有すると認められるものであること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

電気通信事業法（昭和39年法律第86号）に基づく工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条に定める資格のうち、DD第一種又はAI・DD総合種の有資格者であること。

- (5) 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に、同種かつ同規模の通信設備に関する役務の提供に係る事業実績があり、そのうち交換系設備の構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

なお、同種とは、業務種目が有線通信設備保守であり、かつ、業務レベルが回線速度100Mbps超の大規模設備と、同規模とは、この入札に係る調達の予定価格の2分の1以上の額の規模とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちいずれかがこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 業務概要調書

(ウ) 業務実績調書

(エ) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 役員等に関する調書

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書（発行後3か月を経過していないもの）

(ク) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(ケ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

c 県内に居住する個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県及び市町村民税分）

- (コ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
- (サ) 作業実施計画書
- (シ) 2の(4)に掲げる資格を証する書面の写し
- (ス) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類
- (セ) 誓約書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

アに掲げる書類及びコンソーシアム協定書を提出すること。

なお、アの(イ)から(ケ)まで及び(セ)については構成員ごとに提出することとし、アの(コ)及び(ス)については、該当する構成員が提出することとし、アの(サ)及びコンソーシアム協定書についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

(2) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(ケ)までに掲げる申請書類に代えることができる。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) (1)のアの(ア)から(ウ)まで、(オ)、(カ)、(サ)、(ス)及び(セ)に掲げる申請書類並びにコンソーシアム協定書については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成26年8月26日(火)から同年9月11日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年9月16日(火)午後5時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

(2) 日時

平成26年9月11日(木) 午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年9月17日(水)から同月24日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年9月29日(月)までに通知する。た

だし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年10月2日（木）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年10月6日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社川本商会	田辺市上の山1丁目10番13号	クレール	田辺市新屋敷町5	福祉用具貸与	平成26.4.30

和歌山県告示第1059号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728番地4	御坊市在宅介護支援センターキタデ	御坊市菌98-3	居宅介護支援事業	平成26.8.1

和歌山県告示第1060号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社川本商会	田辺市上の山1丁目10番13号	クレール	田辺市新屋敷町5	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成26.7.1

和歌山県告示第1061号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160番地	特別養護老人ホームにしき園	東牟婁郡串本町二色160番地	地域密着型介護老人福祉施設	平成26.7.29
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160番地	にしき園指定短期入所生活介護事業所	東牟婁郡串本町二色160番地	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成26.7.29
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160番地	上野山にしき園	東牟婁郡串本町津荷29-2	地域密着型介護老人福祉施設	平成26.7.29
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160番地	ショートステイ上野山にしき園	東牟婁郡串本町津荷29-2	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成26.7.29

和歌山県告示第1062号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成27年1月18日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47

(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

(1) 一般

(2) 農業用品目

(3) 特定品目

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成26年10月1日（水）から同年11月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午

後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 受験申込書の受付期間

平成26年10月20日（月）から同年11月7日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成26年11月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により薬務課宛て行うこと。

和歌山県告示第1063号

平成26年3月31日付けで申請のあった安楽川井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1064号

平成26年4月1日付けで申請のあった紀の川左岸土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1065号

平成26年4月1日付けで申請のあった荒見井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1066号

平成26年4月3日付けで申請のあった六箇井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1067号

平成26年4月4日付けで申請のあった藤崎井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認

可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1068号

平成26年4月21日付けで申請のあった小田井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1069号

平成26年4月25日付けで申請のあった七郷井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1070号

平成26年4月25日付けで申請のあった三谷井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1071号

平成26年4月28日付けで申請のあった貴志川土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1072号

平成26年5月1日付けで申請のあった山田ダム土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1073号

平成26年5月9日付けで申請のあった新六箇井土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県告示第1074号

平成26年5月27日付けで申請のあった紀の川用水土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1075号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字田井字切戸522の49・522の51(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1076号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1077号

平成26年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験の日時 平成26年11月14日(金) 午前10時から正午まで

2 試験実施場所 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼り付けは不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

電話番号 073-432-4111

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

平成26年10月1日（水）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

平成26年10月15日（水）付け消印があるものまで受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月5日（水）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成26年11月27日（木）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、開示の時間は開示期間中、午前9時(開示期間の初日は合格発表後)から午後5時45分までの間とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成26年8月26日(火)から同年10月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間交付する。

また、河川課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>)からもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

(3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

(4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。

(5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第1078号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

長谷谷(1-303-1-017)、日裏谷(1-303-1-018)、貴志川右支溪(1-303-2-021)、貴志川右支溪(1-303-2-025)、貴志川左支溪(1-303-2-065)、鎌滝(1)(I-567)、鎌滝(2)(I-568)、鎌滝(I-569)、鎌滝(202)(II-2685)、鎌滝(203)(II-2686)、鎌滝(204)(II-2687)、鎌滝(205)(II-2688)、鎌滝(206)(II-2694)、鎌滝(207)(II-2695)、鎌滝(208)(II-2696)、鎌滝(101)(II-90078)、鎌滝(102)(II-90079)、鎌滝(103)(II-90080)、鎌滝(104)(II-90084)、鎌滝(105)(II-90081)、鎌滝(106)(I-90023)、鎌滝(107)(II-90082)、鎌滝(108)(I-90024)、鎌滝(109)(II-90083)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度

(2) 調達役務の名称

防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借

(3) 調達役務の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課及び本県が指定する場所

(5) 業務期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

(6) 予定価格

事後公表

(7) 最低制限価格（事後公表）

なし

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加することができる者は、平成26年和歌山県告示第1057号に規定する防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借に係る競争入札参加資格を有する者とする。

3 資格審査申請書類の配布及び提出方法等

この競争入札の参加資格の申請に必要な事項は、平成26年和歌山県告示第1057号に規定する防災電話等交換系設備の再構築委託、既設設備等保守運用委託及び機器賃貸借に係る資格審査申請書類及びその配布方法等に定めるとおりとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成26年8月26日（火）から同年9月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間

5 入札説明書及び仕様書（以下「入札仕様書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

4の(1)に同じ。

(2) 期間

4の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、6に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年9月16日（火）午後5時まで和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

6 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

(2) 日時

平成26年9月11日（木）午後2時から

7 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

イ 入札日時

平成26年10月7日（火）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年10月7日（火）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services / products to be required :

Subcontracting of reconstruction of exchange system such as disaster prevention phone, maintenance / operation of existing facilities and lease of equipment

- (2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 7 October 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 7 October 2014)

- (3) Contact point for the notice :

Comprehensive Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2284

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp